

2023年度

関西大学会計専門職大学院

入学試験問題（10月募集）

[一般入試〔素養重視方式〕]

小論文

受験上の注意事項

1. 監督者の指示があるまで、この問題用紙を開くことはできません。
2. 試験場においては、すべて監督者の指示に従ってください。
3. 問題は 11 ページ まであります。
4. 試験時間は 90 分 です。
試験開始から終了までの間、試験教室からの途中退出はできません。
5. 机上には受験票、筆記用具、時計（計時機能のみのもの）以外のものは置かないでください。
6. 時計のアラームは解除し、また、携帯電話・スマートフォン・ウェアラブル端末・携帯型音楽プレイヤー等は必ず電源を切ってカバンにしまってください。
7. 不正行為を行った者は試験を無効とします。

入学試験日 2022年10月23日（日）

小論文

問題

次の資料は、令和2年と令和3年に国会において「会計」が議論された議事録（一部修正を行っている）である。これを読んで、以下の問いに答えなさい。

- (1) 地方創生に関する特別委員会（令和2年）の議事録に関して、以下の問いに答えなさい。
 - ①「学校給食の公会計化」とはどのようなことですか。
 - ②公会計化のメリットと生活保護との関係を述べなさい。

- (2) 予算委員会第一分科会（令和3年）の議事録に関して、以下の問いに答えなさい。
 - ①コロナ禍の決算、監査業務で重要と考える点と政府としての対策を述べなさい。
 - ②コロナ禍の中で、監査人が行き過ぎと思われる対応をしている例とそれに対する政府の対策を述べなさい。
 - ③IPO 監査の現状と対策をまとめなさい。
 - ④監査法人の情報開示の不備についてまとめなさい。

- (3) 財務金融委員会（令和3年）の議事録に関して、以下の問いに答えなさい。
 - ①HY議員が指摘した問題点を述べなさい。
 - ②①の問題点に対するHY議員の見解、KT参考人の見解とAT金融大臣の見解の違いを述べなさい。

資料〔第201回国会 衆議院 地方創生に関する特別委員会 第8号（令和2年05月20日）会議録（部分）〕（固有名詞は記号化するなど一部改作しています）

○HK議員（RM党）生活保護法の一部改正について伺いをいたします。

改正法では、教育扶助のための保護金品、例えば学校給食費のうち、被保護者の親権者又は未成年後見人が支払うべき費用について、学校の長等に加え、地方公共団体の長等に対し、保護の実施機関がかわりに支払うことができるものとしているとあります。政府は、これにより、教職員の事務負担の軽減を図るための学校給食費等の公会計化に対応し、地方公共団体における事務の円滑な実施に資するとしておりますが、現在、学校給食の公営化はどの程度進められているのか、また、公営化を進めていく上で地方団体や児童の保護者に対してどのようなメリットを伝えていくのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○YK参考人（文部科学省大臣官房審議官） 学校給食の公会計化の現状、促進についてお答え申し上げます。

文部科学省では、学校現場の負担軽減等の観点から、令和元年七月でございましたが、学校給食費徴収・管理に関するガイドラインというものを公表しておりまして、学校給食費の公会計化を促進するとともに、学校給食費の徴収、管理業務を地方公共団体がみずからの業務として行うということを促進しているところでございます。

この公会計化の促進に当たりましては、教育委員会関係者対象の会議や文部科学省の雑誌等により周知を図ってきたほか、これは教育委員会等だけでやり切れるものではございませんので、首長及び首長部局の理解、協力を必要とする、こういうことから、全国市長会及び全国町村会にも御協力いただきまして、関係会議での説明や会員用ホームページへの掲載を行っているところでございます。

現在、私どもが把握している数値といたしましては大体四〇%程度でございまして、今後とも、このガイドラインの周知や公会計化の導入状況についての把握に努めまして、学校給食費の徴収、管理に係る学校現場の負担軽減に向けた取組を促進してまいりたいと考えております。

○HK議員 ありがとうございます。

これはもう古い時代の話で、今とは全くそぐわないですけども、学校現場の負担はまだあって、その要望が来ているわけですから、四〇%と言わず、これは、いいものであれば徹底して行政指導、国が指導してやるべきではないかなという感想を持ちました。また、昔の話でありますけれども、同じような経験をお持ちの方はいらっしゃると思っておりますけれども、よく、教職員が朝に学校給食費を直接集めていたという時代もありまして、そこで減免された人たちがやはり数名いたなということ、子供心に不思議な感想を持っておりましたけれども、それがまた、逆な立場の児童がそういった場面にさらされていることは今の

時代においては無いとは思いますが、まずこの公営化の部分については積極的に進め、先生方の負担を一日も早く解消していただきますよう御要望して、次の質問に移らせていただきます。

次は、同じ関連でありますけれども、政府は、教育扶助のための保護金品の支払い先を政令で規定する予定であるとしているが、支払い先にはどのようなものが含まれているのかをお聞かせください。

○H S 参考人（厚生労働省大臣官房審議官） お答え申し上げます。

生活保護法では、学校給食費を含みます義務教育に伴う費用について、教育扶助として支給しているところでございます。

この給食費につきまして、現行においては、生活保護受給世帯の利便性の観点から、教育扶助を生活保護受給世帯に対して支払うことにかえて、私会計として教育費等の徴収、管理業務を行う学校長に対して直接払うことも可能としているところでございます。

現在、文部科学省において進められている学校給食費等の公会計化を踏まえまして、教育費等の徴収、管理業務を行う地方公共団体に対しましても、今回の措置によって直接、教育扶助を支払うということを想定しているところでございます。

○H K 議員 できるだけ効率的に、また、現場にしわ寄せがないようにということやっていらっしゃるといことは評価できる部分ではありますが、質問は今回はこれでとどめさせていただきましても、その他にも、生活保護費を受給していないにもかかわらず学校給食費を滞納している家庭との公平性をどのように確保していくかという、現場近くでないといけない部分が多々あるかと思っておりますけれども、地方行政と協力をしながら、積極的にこの辺の周知、また、率を高めていっていただきたいということを御要望申し上げて、次の質問に移らせていただきます。

資料 [第 204 回国会 衆議院 予算委員会第一分科会 第 1 号 (令和 3 年 02 月 25 日) 会議録 (部分)] (固有名詞は記号化するなど一部改作しています)

○T N 議員 (J M 党) 公認会計士、そして監査法人制度についてお伺いをしたいというふうに思います。

このコロナ禍におきまして、クライアント、監査法人双方、監査の制約があるかと思いますが、そうした制約の中で金融庁はどのような対応を取ってきたのか、また、結果として現状はどうなっているのか、お伺いをいたします。

○F T 参考人 (金融庁企画市場局長) お答え申し上げます。

コロナ禍における決算、監査業務ということにつきましては、それに従事する者の健康に最大限の配慮を行う、あわせて、質の高い会計監査が可能となるよう十分な時間が確保されるということで、適切に企業情報の開示が行われるということが大切だと考えてございます。

金融庁では、こうした考え方の下で、この決算、監査をめぐる課題への対応につき、公認会計士協会、東京証券取引所、経団連、全銀協などの関係者間で対応の在り方を共有する取組を進めてまいりました。具体的には、令和二年四月三日でございますが、関係者の連絡協議会を設置いたしまして、昨日も開催したところでございます。

金融庁の対応といたしましては、例えば、有価証券報告書の提出期限に関しまして、企業が個別の申請を行わなくても九月末まで延長するなどの対応を、措置を取ってきたところでございます。

昨年の決算、監査におきましては、現場の皆様方の御努力もあり、クラスターの発生などの大きな混乱はなく、全ての企業決算、監査の業務を進めることができたと認識してございます。

本年の決算、監査につきましても円滑に実施されるよう、引き続き尽力してまいりたいと考えてございます。

○TN議員 ありがとうございます。

様々な制約がある中で、皆様方の懸命なお取組によりまして大きな混乱がない。こうした状況をこれからも続けていただきたいというふうに思います。

こうした中で、コロナ禍が今後どれぐらい続いていくのか、なかなか先行きの見通しが明らかではありませんが、こうした感染症の収束の見通しが会社の業績、特に減損会計に、減損処理に大きな影響を及ぼすことが考えられます。この点、減損会計の基準自体を変えるべきだという意見も聞こえてまいります。私自身は、決して物差しを変えることはやってはならないというふうに思っています。まず、この点についてお聞きをしたいというふうに思います。

一方で、減損会計を始め経営者の見積りに対しまして、監査人が過度に保守的な見積りを要求している旨の事例も耳にします。経営者が行う見積りに対する監査の考え方、そして、こうした事例に対してどのような対応を取っていくのか、お聞きをいたします。

○FT参考人 お答え申し上げます。

御指摘のとおり、この点につきましては、会計基準の問題と、それから監査の問題とあるわけでございます。

まず、会計基準の在り方につきましては、民間の独立した会計基準設定主体でございます企業会計基準委員会、ASBJにおいて検討されるものと承知してございます。

この点、会計上の見積りについて、先生御指摘のとおり、コロナの収束時期を予測するこ

とは困難だということを踏まえまして、ASBJでは、令和三年二月十日に議事概要を更新し、企業の最善の見積りについて、企業が置いた一定の仮定が明らかに不合理である場合を除き、会計上の見積りの誤りにはならないこと、企業がどのような仮定を置いて会計上の見積りを行ったかについて、重要性に応じ、財務諸表の利用者が理解できるよう情報を具体的に開示する必要があるといったことを改めて明確化しているところでございます。

もう一つの監査につきましてでございますが、これにつきまして、ASBJの明確化を踏まえたところで、今度は公認会計士協会が、監査人が過度に悲観的な予測を行い、経営者の行った会計上の見積りを重要な虚偽に判断することは適切ではないということに留意するという点を周知しているところでございます。

こうした取組につきましては昨日の協議会でも共有されたところでございますが、金融庁といたしましても、引き続き、企業決算の状況をよく注視するとともに、ASBJ、公認会計士協会の対応が関係者にしっかり共有されるよう努めてまいりたいと考えてございます。

○TN議員 ありがとうございます。

実態として、過度に保守的な見積りを要求する事例も私は耳にしておりますので、こうしたものに対しても対応をお願いする次第でございます。

続きまして、IPO監査の現状についてお聞きをいたします。

近年、上場しようとしている企業に対する支援業務を引き受ける監査法人の業務が逼迫をしているというふうに聞いています。現状についてお伺いいたします。

○FT参考人 お答え申し上げます。

御指摘のIPOでございますが、令和元年は八十五件ということでございますが、令和二年はコロナ禍にあっても九十三件ということで、増加していると認識してございます。

こうした状況の中で、近年、IPOを目指す企業の中に、上場に向けて監査法人と契約したいけれどもなかなか難しいといった声があると承知してございます。背景には、潜在的にIPOを目指す企業は増えているということと、近年の監査手続の厳格化が進む中で、働き方改革などにより大手監査法人において人手不足が生じているといった指摘があると承知してございます。

これを受けまして、金融庁では、令和元年の十二月でございますけれども、監査法人、ベンチャー企業、証券会社、取引所などの関係者をメンバーとする、IPOに係る監査事務所の選任等に関する連絡協議会というものを設置したところでございます。こういった協議会におきまして、質の高い監査の提供に向けた環境整備といったところを議論していただいたところでございます。

○TN議員 ありがとうございます。

こうした現状を踏まえまして、今後の方向性について、IPOに係る監査事務所の選任等に関する連絡協議会報告書というものが公表されていますが、その概要とその後の状況についてお伺いをいたします。

○AR内閣府副大臣 御質問ありがとうございます。

委員御指摘の、令和二年三月に公表されたIPOに係る監査事務所の選任等に関する連絡協議会報告書においては、日本公認会計士協会がIPO監査の担い手となり得る中小監査事務所のリストを公表するとともに、当該監査事務所の会計士などに一定の研修を行うこと、大手監査法人における人員配置の見直しや企業向け相談窓口の設置、それから、中小監査事務所と証券会社等による対話の場を設けて、主幹事を務める証券会社に対して中小監査事務所の活用を促していくことなど、各メンバーによる環境整備に向けた取組が盛り込まれております。

これを踏まえて、日本公認会計士協会は、令和二年十月に中小監査事務所のリストを公表し、研修を行っているほか、令和二年十一月に、公認会計士、ベンチャー企業、証券会社などを対象とし、オンラインによるIPO会計監査フォーラムの開催をしたところでございます。また、大手監査法人ではIPOに関わる人材育成のための制度が導入されるなど、それぞれの取組が進んでいるという状況でございます。

金融庁としては、IPOを目指す企業に質の高い監査が安定的に提供されるよう、引き続き、関係者の取組をしっかりとフォローアップしてまいりたいと考えてございます。

○TN議員 AR副大臣、誠にありがとうございました。

こうしたフォローアップが重要だというふうに思いますので、是非ともよろしくお願いを申し上げます。

続きまして、監査法人の情報公開、情報開示についてお聞きをいたします。

大手、準大手監査法人が提携をしているグローバルネットワーク、これはグローバルで事業を展開する企業を監査するに当たっては必要不可欠なものでありますが、こうしたグローバルネットワークと監査法人の法的関係、そして、その次の質問も併せてお聞きをさせていただきたいと思っております。こうしたグローバルネットワークとの関係につきまして、金融庁は、開示を、どのような問題意識を持っておられるのか、併せてお伺いをさせていただきます。

○FT参考人 お答え申し上げます。

御指摘の、大手、準大手監査法人のグローバルなネットワークとの契約につきましては、いわゆるメンバーファーム契約というものを締結しているものと承知してございます。

これの開示でございますけれども、監査法人の開示につきましては二つの枠組みがございます。一つが公認会計士法に基づく説明書類、もう一つがガバナンスコードに基づく透明

性報告書といったものでございます。

御指摘のグローバルネットワークとの法的関係、それから、そのメンバーファームが払うフィーにつきましては、これにつきまして一部開示している例があるというふうに承知してございます。

具体的には、法的関係につきましては透明性報告書において、それから、メンバーファームが払うフィーにつきましては、先ほどの公認会計士法に基づく公衆縦覧書類に基づきまして、グループ分担金などにより開示している例があるというふうに承知してございます。

金融庁といたしましては、こういった開示がきちんと行われるように進めてまいりたいと考えてございます。

○TN議員 ありがとうございます。

私自身は、監査法人が行うこうした開示についてはまだまだ不十分であるというふうに思っています。特に、グローバルネットワークとの人的な関係、それからまた重要な取引、特に監査システムに関する開示が不十分だというふうに思っています。そして、メンバーファームが監査報酬に比例をして支払うフィー、こうしたものも実際に開示をしていくべきだというふうに思っています。

こうしたことが現在なかなか開示をされていない中で、ガバナンスコードの改定が必要だというふうに思いますが、金融庁の御認識をお伺いいたします。

○FT参考人 お答え申し上げます。

先生御指摘のとおり、例えばグローバルネットワークとの開示といった問題につきまして、現在、ガバナンスコードでの開示という枠組みがございます。特に、監査法人においてネットワークとの関係がますます重要になっているということで、こういう監査法人の組織運営の状況についての開示という面からも重要性を増しているというところでございます。

ガバナンスコードにおきましては、現在、そういった取組につきまして、透明性報告書といった形で分かりやすく説明すべきだとされているところでございます。ただし、こういった点につきましては、まだまだ、先生の御指摘のとおり、足りない面もあろうかと思えます。先生御指摘の、グローバルネットワークとの関係が本邦の監査法人の経営に重要な影響を及ぼしているという御指摘も踏まえまして、開示の充実が一層図られるよう取り組んでまいりたいと考えてございます。

○TN議員 ありがとうございます。

グローバルな事業を展開する企業を監査しようとしたときには、こうしたグローバルネットワークとの提携というものは必要不可欠であります。簡単にこうした提携を解消することは到底できません。しかしながら、こうした取引の性質上、足下を見られる可能性が大きいです。単なる契約関係といっても、人的関係を考えると、実質的には支配関係に

あるのが現状だというふうに思います。

本来は逆であって、各それぞれの国のメンバーファームがこうしたグローバルネットワークをチェックしていく、そして、重要な取引の値段が適正な価格であるかどうか、そうしたことまでチェックをして初めて適正な価格での参加というものが実現されるというふうに思いますので、こうしたことをしっかりと開示をしていく。これは海外の当局との連携も必要になってこようと思います。日本の側からは是非ともそうしたことを訴えていただきたいというふうに思います。

資料〔第204回国会 衆議院 財務金融委員会 第10号（令和3年03月16日）会議録（部分）〕（固有名詞は記号化するなど一部改作しています）

○HY議員（RM党） 資料の一は、財務省主計局が作成している一般会計、特別会計合計の貸借対照表になります。

資産・負債差額が令和元年度末で五百九十一兆円のマイナスとなっております。債務超過の状況です。

次に、資料二は、国民経済計算における一般政府の期末貸借対照表です。

国民経済計算は、我が国の経済の全体像を国際比較可能な形で体系的に記録することを目的に、国連の定める国際基準、SNAに準拠しつつ、統計法に基づく基幹統計として、国民経済計算の作成基準及び作成方法に基づき作成されています。つまり、世界標準であり、同じ基準で他国との比較も可能なものです。

国民経済計算における一般政府の期末貸借対照表の正味財産、これは令和元年度末で九十八兆円のプラスとなっております。

この五百九十一兆円の債務超過と九十八兆円の資産超過とでは、財政状態を認識する上で大きく異なってきます。五百九十一兆円の債務超過と言われれば、財政について不安に思うのもうなずけますし、九十八兆円の資産超過ということであれば、そこまで危機的な状況ではないのかもしれないということを思うのもうなずける面もあります。幾ら負債が多額であっても、潤沢な資産超過であれば、通常は財政の危機と考える人はいないでしょう。

そういうことで、内閣府に質問です。

両者の違いがどこにあるのかを明らかにしたいと思いますので、国民経済計算においてはどのように作成されているのか、特にどの範囲を対象に作成をしているのか、お答えください。

○HS参考人（内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官） お答え申し上げます。

議員まさに御指摘のとおり、国民経済計算は、国連にて採択されました国際基準、現行のものは二〇〇八SNAと称しておりますが、この国際基準に基づきまして、一国全体のマク

ロの経済状況を体系的に明らかにすることを目的として作成されております基幹統計でございます。

このため、御指摘の一般政府の期末貸借対照表勘定等におきましては、この基準に準拠いたしまして、国の一般会計及び特別会計を中心とする中央政府のみならず、社会保障基金や地方政府を含む一国全体の立場で推計、作成を行っているところでございます。

○HY議員 財務省にお尋ねいたします。

財務省主計局作成の貸借対照表には地方の状況は含まれていないと思いますが、その認識でよろしいでしょうか。

○KT参考人（財務省主計局次長） 御指摘のとおり、地方は含まれてございません。

○HY議員 ありがとうございます。

地方も対象にするのは、日本全体を考える上で非常に重要な視点ではないかなというふうにも考えます。

資料三を見ていただけますでしょうか。

これは、国民経済計算を中央政府、地方政府、社会保障基金という三部門に分けた部門別の貸借対照表を表しております。

この中で、生産資産というところを見ていただきますと、合計金額は記載されていますが、この三部門にその金額が割り振りされておりません。これは、お話を伺いますと、なかなかうまくこの金額を算定することができないということで、全体の金額しか分からないということでした。

ただ、想定できるのは、地方を除いた場合にはこれだけの債務超過になるわけですが、五百九十一兆円の債務超過になるんですけれども、地方を含めると九十八兆円のプラスの資産超過ということになるわけですから、地方に生産資産、固定資産が相当計上されているのではないかなということが想定されるわけです。

多分これは、中央政府から補助金なり交付金が支給され、地方において固定資産を購入することによって、地方の資産勘定が増えていることによって、政府と地方、これを全体にすると資産が超過していく、こういうふうになっているんじゃないのかなというふうに想定をいたします。

財務省にお尋ねします。

日本の財政状態を判断する上で、地方も含めた全体で純資産の状況を認識をする必要があると思うのですが、どのように財務省ではお考えになられているでしょうか。

○KT参考人 御指摘はよく分かるところではあるんですけれども、財審の公会計部会とかでも話題にはなったんですが、一つは、財務書類、会計単位とは何かという根本問題に関

わる問題ということのようでございまして、財務書類の報告主体をどう考えるかということ、その整理が必要だということと、それから、国と地方公共団体、地方公共団体間の取引に係る重複データの相殺等の課題が残っているということでございまして、慎重に検討すべきものと現時点では考えてございます。

○HY議員 今のは、慎重に検討するというのは、財務省として、地方を含めた貸借対照表を作成し、それに基づいて財政状態を吟味していくということについて多分慎重に検討されるというふうにおっしゃられたのかなと思うんですけども、その代替として国民経済計算を今日お持ちさせていただいたんですが、財政状態の出発点として、債務超過五百九十一兆円なのか、資産超過九十八兆円なのか、多少の金額の修正はあると思うんですけども、どこからスタートすればいいのかなという思いがあるんですね。

A T金融担当大臣、国民経済計算のプラス九十八兆円の資産超過、これをどのようにお考えになられますでしょうかね。

○A T金融担当大臣 今の御質問ですけども、国民経済計算というのは、これは地方政府を含めた公的部門全体の数字ということですから、国だけじゃありませんからね。

それで、特に、地方政府が保有する一般の道路とか河川とか、売れないものもいっぱいありますけれども、よく言われる、富士山なんか幾らで買うんだと言われて、なかなか難しい話と、よく例に引かれますけれども、流動性に乏しくて債務返済には活用できない資産というものが、これが純資産にプラスさせている要因なんだ、私どもはそう認識をしております。これはかなり違いますから。

その意味で、国の財務の書類におきましても、国が保有しております道路とかダムとかいろいろありますけれども、流動性とか市場性に乏しい、債務の返済には活用できないものが資産に多額に含まれているというのが状況なんだと思っております。

このように、国民経済計算とか国の財務書類の状況については、これは債務返済には活用できないという資産が共に多額に含まれている現状を踏まえておかないとこういったものは間違えちゃうんだと思っております。日本につきましては、ネットで見てもグロスで見ても債務残高が他の先進国に比べて極めて厳しい状況にあるということを考えますと、財政健全化というのは引き続き私どもとしては取り組んでいかなければならない大事なところなのであって、今のコロナの騒ぎでいろんな話がばたばたしておりますけれども、そういったものの一応の落ち着きを見た上で、きちんともう一回、財政健全化という方向というものも同時にやっっていかなきゃならぬ。

国としてこういったものをやっていかないと、いざというときには、少なくとも、いわゆる債務超過、民間でいえば債務超過というような状況をどうやってするんだといえば、対応としては、一挙にマーケットが下がっていったり、円が安くなってみたり、金利が暴騰してみたりということになりかねぬと思っておりますので、丁寧に対応していかねばならぬと

思っております。

○HY議員 今のお話というのは、資産の流動性というのは地方を含めるか含めないかという話とはまた違うと思いますし、プライマリーバランスの黒字化自体が地方を含めての黒字化を目指していると思いますので、それとの整合性も考えると、地方を含めた全体での財務諸表、貸借対照表の状況というのをしっかりと見極めていく必要があるのではないか、このことを申し上げて、質問を終わりたいと思います。